

岩手県告示第 57 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

平成 19 年 1 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者 1,000 羽以上の鶏、あひる、うずら又は七面鳥を所有する者
- 3 報告すべき事項 毎週月曜日から日曜日までの当該家畜の飼養に係る次に掲げる事項
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザにかかっている可能性を否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
翌週の月曜日までとする。なお、高病原性鳥インフルエンザにかかっている可能性を否定できないような事態が生じた場合には、直ちに報告するものとする。
- 5 報告書の提出先 所管家畜保健衛生所